

第31回半田市農業委員会総会議事録

令和7年12月22日午後2時00分下記議案審議のため半田市役所庁議室へ招集した。

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 第92号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第93号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第94号議案 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について（一括契約）

諮問第12号 農業振興地域の整備に関する法理の規定による
農用地利用計画の変更について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条の1第7項の規定による届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第4号 農地法第18条第8項の規定による通知について

委員の出欠席

農業委員			農地利用最適化推進委員		
番号	氏名	出欠席	担当区域	氏名	出欠席
第1番	深津延幸	出席	有脇・亀崎	石川丈夫	出席
第2番	小栗絵里	出席	乙川	高橋智恵	出席
第3番	岩橋克巳	出席	半田・岩滑	青木功雄	出席
第4番	新美久美子	出席	成岩	榊原且己	出席
第5番	竹内甲永	出席	板山	岩橋一成	出席
第6番	榊原久美	出席			
第7番	堀寄純一	出席			
第8番	石川敏彦	出席			
第9番	藤野道子	出席			
第10番	石川明美	出席			
第11番	新美周大	出席			

事務局出席者

事務局長	榊原正彦	書記	服部由紀
書記	安本源		

事務局

ただ今から第31回総会を開会いたします。
はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

皆さんこんにちは。年末となりまして、皆様お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。本日も議事の進行にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。本日の出席委員は11名中11名です。また、推進委員5名中5名ご出席いただいております。半田市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は会長をお願いいたします。

議長

これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。半田市農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

本日、議事録署名委員は、2番の小栗絵里委員と3番の岩橋克巳委員となります。なお、本日の会議書記には事務局職員の服部氏、安本氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

それでは、日程第2の第92号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」、3件出ております。はじめに番号703-28について担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。譲渡人は高齢のため耕作が困難となったため譲り渡すものです。譲受人は申請地の近辺を含め、手広く耕作をされている方です。この度、農地を譲り受け、経営規模を拡大しようとするもので問題ないものと考えます。場所については担当委員よりよろしくお願いいたします。

委員

場所については、別冊1頁をご覧ください。現地を確認しましたが草が生い茂り、荒れている状況で耕作はされていませんでした。

会長

番号703-28につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

委員

農地としての利用に支障はないのでしょうか。

事務局

現状実際に荒れている状態にはなっていますが、事務局からも申請者に聞き取りを行っております。
申請地の隣接地まで耕作をしているため自分の農地を通ることで通作路は確保できること、農業用の重機をお持ちですので農地として復元することに問題は無いものと考えられます。

会長

番号 703-28 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 703-28 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 703-29、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。本件の申請者は先般別の案件により耕作面積が減少された方です。今回の申請を通じて新たに農地を取得し耕作面積を補うものです。地域の前農業委員の方とも相談をしておりアドバイスを得たうえで申請に至った次第で問題ないものと考えます。

委員

場所については、別冊 2 頁をご覧ください。申請地を確認した時点ではすでに耕している状態でした。排水についても問題ないものです。

議長

番号 703-29 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 703-29 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 703-29 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 703-30、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。譲渡人は高齢のため耕作が困難となったため譲り渡すものです。譲受人は取得後、果樹の作付けを行う計画をしています。現在も所有している他農地で作付けを行っているため問題ないものです。場所については担当委員よりお願いします。

委員

場所については、別冊 3 頁をご覧ください。新美南吉記念館より西側に進んだ地点で矢勝川の突き当りの農地です。現状柿の木が数本植わっている状態です。排水もしっかりしているので問題ないと思います。

議長

番号 703-30 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 703-30 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 703-30 を承認・可決いたします。

続きまして、第 93 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、4 件出ております。

番号 705-25 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。本年 9 月総会で除外案件として総会で諮問のあった案件です。現在病院スタッフ用の駐車場として間借りをしている土地の継続的な借用が困難ということで、早急な代替地が必要とのこと。その中で申請地土地所有者より駐車場としての利用承諾が得られ、申請に至りました。

場所については、別冊 4 頁をご覧ください。病院の隣接地のため利便性に問題ない場所となっています。

議長

番号 705-25 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 705-25 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 705-25 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 705-26、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。こちら本年 9 月総会で除外案件として総会で諮問のあった案件です。転用理由はドッグランを設置するためです。飼育している大型犬の健康管理のため自身を含めた同好会で使用するものとなっています。申請地正面は通行量も多い道となっているので路上駐車をしないように注意して利用するように申し添えています。

場所については、別冊 5 頁をご覧ください。隣地には営業中の店舗もあり、市街化調整区域の端の地点です。問題ないものだと考えます。

議長

番号 705-26 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 705-26 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 705-26 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 705-27、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。こちらは本年 6 月総会で除外案件として総会で諮問のあった案件です。申請者は現在賃貸アパートで奥様と子供の計 4 名で生活しており次第に手狭となったことから、今後を考えた父親の住居兼治療院に隣接した分家住宅を建築し、新たに独立し鍼灸院を自宅内に設置しようとするものです。特に問題ないものです。場所については担当委員よりお願いします。

委員

場所については、別冊 3 頁をご覧ください。新美南吉記念館より西側に進んだ地点です。現状測量も終わっているようで杭が打たれています。1 点、正面の道のところに水路があるため、その点を考慮いただければ問題ないものです。

議長

番号 705-27 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

委員

今回の申請は店舗が主となる申請になるのでしょうか。

事務局

今回は分家住宅の要件として申請されたものになります。

議長

番号 705-27 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 705-27 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 705-28 について、議事不参与者は退出しての審議となります。

(不参与者退出)

事務局・担当委員より調査、報告をお願いします。

事務局

議案については記載のとおりです。譲受人は現在の借家が手狭となったため父の所有する農地に分家住宅を建築するものです。申請者は長男になっていますが、長女のお子さんが将来的に本家を継承することになっていることから問題はございません。場所については担当委員よりお願いします。

委員

場所については別冊 6 頁をご覧ください。半田市医師会管理センターの隣接地が申請地です。本家のすぐ正面であり、問題はありません。

議長

番号 705-28 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 705-28 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 705-28 を承認・可決いたします。

(退席者席に戻る)

続きまして、第 9 4 号議案「農用地利用集積等促進計画の意見聴取について」、14 件出ております。

番号 706-27～37 について、受け手が同じであるため一括し、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。借受人は現在までも耕作を引き続き行ってきたことから、正式な手続きを経て引き続き借り受けるため問題はありません。場所については担当委員よりお願いします。

委員

場所については別冊 7 頁をご覧ください。計 11 の議案となります。愛知県立半田特別支援学校より北側へ約 1 キロメートルの場所となります。いずれの場所もトラクターで耕起されている状態のため管理もされており問題はありませんでした。

議長

番号 706-27～37 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

事務局

本件について補足いたします。この件は市内別地域でも取り組まれた農地の集積・集約に関する取り組みです。年度当初から今回の借受人の耕作者の方と調整をしており、今回一括ですべての地点の申請を行いました。委員の皆様の周辺でも今回と同様の取り組みが見込める地域がございましたら教えていただけますようよろしくお願いいたします。

議長

番号 706-27～37 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 706-27～37 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 706-38～40 は関連しておりますので一括し、事務局より調査、報告をお願いします。

事務局

議案については記載のとおりです。更新・再貸付をするものです。いずれの場所も耕作者の変更は無く、引き続き耕作するものであるため問題はございません。現地確認も行いましたが、問題はございませんでした。

議長

番号 706-38～40 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 706-38～40 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 706-38～40 を承認・可決いたします。

続きまして、諮問第 12 号「農用地利用集積等促進計画の意見聴取について」、1 件出ております。

番号 1 について担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。申請者は現在妻と子供の 3 人でアパート暮らしをしていますが、手狭になったため申請地に分家住宅を建てるべく申請に至りました。申請者の母親の農地に建築する予定で申請地の東隣接地には兄の自宅、そのさらに隣接地には両親の自宅があります。排水は兄が使用している既設排水路に接続するものとしています。

委員

場所については別冊 9 頁をご覧ください。申請地の北側は田んぼで現在も耕作しています。周辺に農水の排水管がいくつかありますが、既存の排水路を使用するのであれば周辺農地へ影響を及ぼすものはないと思われます。

議長

番号 1 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 1 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 1 を承認・可決いたします。

議案については以上となります。

続きまして、報告に移らせていただきます。報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出」が 9 件、報告第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出」が 1 件、報告第 3 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出」が 8 件、報告第 4 号「農地法第 18 条第 6 項第 6 号の規定による通知」が 1 件ありました。添付書類も含め完備しておりましたので、専決により書類を受理しましたことをご報告いたします。

報告第 1 号から第 4 号について、何かご質問ご意見等はございませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長

これで第 31 回半田市農業委員会総会を閉会します。

(午後 2 時 5 0 分)

以上議事の内容を録して下記の者が署名した。

半田市農業委員会長 印

半田市農業委員 印

半田市農業委員 印